

第10 配偶者からの暴力防止対策

平成13年4月に制定された「配偶者暴力防止法」の要点は次のとおりです。

1 法律の対象 ～配偶者からの暴力とは？～

- 「配偶者」には、婚姻関係はもとより、婚姻の届出はしていないが、生計を共にしている内縁関係等の「事実婚」、更に、同棲しているカップルである「生活の本拠を共にする交際」も含まれます。また、性別は問わず、離婚後（同棲解消後）も引き続き暴力を受ける場合を含みます。
- 「暴力」とは、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を指し、「心身に有害な影響を及ぼす言動」には、脅迫罪に当たるような生命等に対する脅迫のほか、人格を否定するような暴言等の精神的暴力も含まれます。
なお、保護命令に関する規定については、**身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫を対象**としています。



2 保護命令 ～加害者が近寄って来ないようにしたい！～

- 暴力を受けた被害者が地方裁判所に申立てをし、被害者が更なる暴力被害を受けるおそれがあると裁判官が認めた場合に、これを防止するため、加害者に対し、その行動を制約する保護命令を出します。なお、この保護命令に違反した場合は罰則があります。

保護命令には以下の種類があります

●被害者への接近禁止命令

1年間、加害者が被害者の身辺につきまったり、被害者の住居や勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

●被害者の子又は親族等への接近禁止命令

1年間、被害者の子又は親族等の身辺につきまったり、子又は親族等の住居、学校、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

●被害者及び被害者の子への電話等禁止命令

1年間、被害者及び被害者の子に対する一定の電話・電子メール等が禁止されます。

●退去命令

2か月間、加害者に被害者と共に住む住居から退去を命ずるものです。

※ 住居の所有者又は賃借人が被害者のみの場合は、申立てにより、6か月間

3 専門相談機関 ～相談がしたい！～

- | | |
|--------------------|--------------|
| ○ 新潟県配偶者暴力相談支援センター | 025-381-1111 |
| ○ DV相談ナビ | #8008 |
| ○ DV相談+（プラス） | 0120-279-889 |
| ○ 各市町村の配偶者暴力相談窓口 | 各市町村の代表電話 |
| ○ けいさつ相談室 | #9110 |
| ○ 各警察署 | 各警察署の代表電話 |

配偶者暴力防止法の流れ

暴力・脅迫等の被害を受けた

